

令和5年7月18日

機関保証利用留学生 各位

金沢大学国際部留学企画課

留学生連帯保証人制度（機関保証）の取扱い終了について

金沢大学では、留学生が日本でアパート等を借りる際、自らで連帯保証人を見つけられない場合に、（財）日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償に加入することなどを条件に連帯保証人となることを引き受けてきました（機関保証）。しかし、近年は留学生向けに提供される物件も増え、連帯保証人を立てる代わりに民間の保証会社に保証料を支払うことにより賃貸契約が可能な状況となっていることや、家賃保証に加え、多言語での住まいサポートサービスが提供されるなど外国人に対する住居支援のサービスの充実が図られてきています。

一方で、大学は、皆さんが安心して日本での上大学生活を送っていただくために、留学生が増加する中でも限られた経営資源で、多様化・複雑化する留学生のニーズに適切に対応し、支援を充実することが求められています。

このような背景から、留学生へのサービスの向上の観点から連帯保証人制度（機関保証）を終了することとしました。

以下の点に留意のうえ手続き等に漏れのないようご注意ください。

1. 2023年10月末までの取扱い

（財）日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償に加入し、入居物件に関する重要事項説明が終了し、かつ大学の窓口に必要な書類が提出された場合は、機関保証を受け付けます。

2. 2023年11月1日以降の取扱い

機関保証制度は原則利用できません。

なお、経過措置として、2023年10月末時点から引き続き機関保証制度を利用しており、かつ、現住の建物に引き続き居住する場合は機関保証の更新を受け付けます。

ただし、補償リスク回避等の観点から不動産仲介業者の取り扱う保証制度の利用を推奨します。

3. 家主・不動産仲介業者により取り扱われる保証会社は異なりますので、家主・不動産仲介業者の指定する保証制度により契約を行ってください。

（信用保証の概要：あくまでも目安です）

保証料

初回保証料（初年度にかかる保証委託料） 2万円～（賃料の30%～50%）

更新料（2年目以降にかかる1年当たりの保証委託料） 1万円～

保証内容

保証会社は管理会社や家主に対して次のような保証をします。（保証料の支払いを理由に滞納したり、粗大ゴミなどの荷物を残したまま退去してよいわけではありません。）

*月額滞納賃料（家賃等が停滞になった場合の保証）

*残置物撤去・保管費用（退去後に残された契約者の荷物処分・保管費用）

*訴訟費用

※1 保証内容には火災保険（借家人賠償責任保険を含むもの）と個人賠償責任保険は含まれませんので、必ず信用保証とは別に加入が義務付けられています。

※2 「機関保証」と民間の保証サービスとの比較は以下のとおり（目安）。

	機関保証	民間の保証サービス
保険料	1年間:4,000円 2年間:8,000円	1年間：概ね10,000円～20,000円程度（保証サービス会社、物件の賃貸料等による）
補償額	① 家賃滞納2月分 ② 原状回復10万円 ③ ①と②の合計額が30万円まで	保証限度額（例） 住居用：月額賃料の48か月分 保証対象 月額賃料/明渡訴訟費用/残置物撤去・ゴミ処分費用・保管費用/原状回復費用 など

保証料は高くなりますが、機関保証よりも一般的に保証される範囲は拡大します。それにより、万が一の場合でも、賠償責任を負うリスクが低くなります。

4. 連帯保証人が不要の物件についての注意事項

立地条件、間取り、周りの環境、事故物件などの理由から入居者が決まらず、募集条件緩和のために「保証人不要」としている場合があります。また、保険料等が不要な分、退去時に高額な費用を請求されることもあります。賃貸契約は契約者同士の問題になり、大学として責任は負えません。

「保証人不要」の物件に限らず、自分自身でよく調べ、確認の上、契約をしてください。

5. 教職員は、留学生の賃貸契約の連帯保証人にはなれません。

教職員に連帯保証人を依頼することは禁止します。

相談窓口：国際部留学企画課留学支援係

E-mail: ryukou@adm.kanazawa-u.ac.jp